

令4福情答申第11号

令和5年1月31日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(財政局財政部総務資金課)

福岡市情報公開審査会
会長 作間 功
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年11月17日付け財総第510号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「財政局アセットマネジメント推進部施設建設課のスケジュール帳の保存期間がわかるもの」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「財政局アセットマネジメント推進部施設建設課のスケジュール帳の保存期間がわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論として妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月8日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年9月29日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) 令和3年10月8日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年10月20日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

本件決定の書き換えを求める。

また、本件決定は不当である。

外勤の多い部署なのに、どこに行ったか何の記録も残さず、電話しても、担当者がいる、いないなどの対応が不十分だった。

最初は、ホワイトボードに行き先を書いているだけとのことだったが、その後、スケジュール帳があると変わった。

スケジュール帳について情報公開請求をし、公開されたにもかかわらず、その後、スケジュール帳の保存期間がわかるものを請求したところ、決定通知書において「スケジュールボード」と記載された。

施設建設課に電話したところ、電子のアプリで職員が見やすいようにして保存期間はないとのことだった。

(2) 反論意見書における主張

この問題は、行政サービスの問題かもしれない。

電話での問い合わせに対して、外勤の多い職員が多い部署において、担当者がいる、いないなどの対応があまりにもできておらず、情報公開の申請を行った。

スケジュールボードがきちんと機能していれば問題ないわけである。

福岡市役所は、電話対応の研修などないのだろうか。

交通費も無料ではないし、ガソリン代もかかっているわけである。

外勤でどこを回ったか、簡単なものでも記録を残さなくてもよいのだろうか。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明意見書における主張

① 弁明の趣旨

本件決定は、対象文書を保有していないことを理由に処分を行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

② 理由

スケジュールボードについては、備忘録として任意で利用をしているものであり、保存期間を定めた規定はない。

なお、審査請求人の主張するスケジュール帳とは、パソコンでスケジュールの共有ができるソフトウェアの「Schedule Board」のデータを出力したものであるため、決定通知書の公文書を公開しない理由の欄において、スケジュール帳ではなくソフトウェアの名称であるスケジュールボードと記載を行っている。

(2) 口頭意見陳述における主張

審査請求人が本件公開請求において記載している「スケジュール帳」とは、施設建設課において使用しているスケジュール管理のソフトウェア「Schedule Board」（スケジュールボード）を指すものである。

スケジュールボードは、職員ごとに業務のスケジュールを管理するものとして使用しているものであるが、ソフトを課内のサーバにインストールして保存しており、したがって、組織共用性を持つものとして公文書に当たると判断した。

しかしながら、施設建設課における文書管理台帳にスケジュールボードに当たる文書ファイル名のものではなく、したがって、本件公開請求に対し、スケジュールボードの保存期間がわかる文書はないと判断したものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、施設建設課のスケジュール帳（同課において使用されているスケジュール管理のソフトウェア「Schedule Board」をいう。以下同じ。）の保存期間がわかるものと解される。

2 本件対象文書の存否について

実施機関によれば、スケジュール帳は、職員ごとに業務のスケジュールを管理するものとして使用しているものであるが、組織共用性を持ち、公文書に当たるものと考えてはいる、しかしながら、福岡市公文書の管理に関する規則（平成14年規則第82号。以下「公文書規則」という。）及び福岡市公文書規程（平成18年

訓令第14号。以下「公文書規程」という。)に則り作成した文書ファイル一覧(文書分類、保存期間、文書ファイル名等が記載されたもの。以下同じ。)にスケジュール帳に当たる文書ファイル名のものではなく、したがって、審査請求人が求める本件対象文書に当たる文書は保有していない、とのことであった。

当審査会において確認したところ、文書ファイル一覧にスケジュール帳に当たる文書ファイル名のもの認められず、また、実施機関において、スケジュール帳を文書ファイル一覧に記載された文書ファイルのいずれかに分類していることも認められなかった。

以上の点を踏まえると、本件対象文書については、存在しないものといわざるを得ず、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は、結論として妥当と判断するほかない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

4 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり付言する。

実施機関によれば、スケジュール帳は、職員ごとに業務のスケジュールを管理するものとして使用しているものであるが、組織共用性を持ち、公文書に当たるものと判断しているとのことである。

そうであれば、当該スケジュール帳は、本来、公文書として公文書規則及び公文書規程の適用を受けるものであり、今後、実施機関において、文書ファイル一覧に新たな文書ファイルとして追加する、または文書ファイル一覧に記載された文書ファイルのいずれかに分類するなどの対応を求めるものである。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月17日	実施機関からの諮問

令和4年1月31日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年2月14日	審査請求人の反論意見書を収受
令和4年9月12日（第1部会）	審議
令和4年10月17日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和4年11月21日（第1部会）	審議
令和4年12月26日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭